

船橋市不当要求行為等に対する録音機器貸出し基準

(目的)

第1条 この基準は、本市の事務事業に対する不当要求行為等に対し、録音機器により相手方の言動を正確に把握し、当該不当要求行為等に適切に対処することを目的とする。

(貸出し条件)

第2条 次の各号に該当する場合で総務法制課長が業務上必要であると認めるときは、録音機器を貸出すものとする。

- (1) 船橋市不当要求行為等の防止に関する要綱第2条に定める不当要求行為等が発生した場合若しくは、発生が想定される場合
- (2) 職員が出張し相手方を訪ねる際、その言動を正確に把握することが身の危険を回避する有用な手段と想定される場合

(貸出し手続)

第3条 録音機器を使用しようとする職員は、録音機器借用申請書（様式第1号）により申請し、総務法制課長の承認を得なければならない。

(貸出し期間及び制限)

第4条 貸出し期間は、原則として1月以内とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに録音機器内の情報を消去した上で総務法制課長に返還しなければならない。

- (1) 使用目的が達成されたとき
- (2) 録音機器を使用する必要がなくなったとき

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

録音機器借用申請書

総務法制課長様

所属名
使用者名
課
内線

このことについて、下記のとおり録音機器を借用申請いたします。

記

(1) 数量及び目的

数量	使用目的

(2) 借用期間

自 年 月 日
至 年 月 日

(3) 誓約事項

- 借用した録音機器については、紛失、破損、または汚損しないよう留意いたします。
- 借用期間満了後は、総務法制課担当職員の指示に従い、返却いたします。

----- 下記 総務法制課使用欄 -----

上記について承認してよろしいでしょうか。

課長	課長補佐	係長	担当

返却確認